

さいたま市新型インフルエンザ等対策本部の設置について

○名称

「さいたま市新型インフルエンザ等対策本部」

○組織

本部長 : 市長

副本部長 : 副市長

主管本部員 : 危機管理監

本部員 : 教育長、理事、都市戦略本部長、総合政策監、総務局長、保健福祉局兼総務局理事、財政局長、市民局長、
スポーツ文化局長、保健福祉局長、子ども未来局長、経済局長、都市局長、消防局長（消防長）、副教育長
及び市長が指名した者を追加することができる。

○期間

1月7日の国の緊急事態宣言発出から、緊急事態解除宣言後まで

○業務

市の新型インフルエンザ等の緊急事態措置に関する総合的な推進に関する事務

【参考】

○さいたま市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 3 月 19 日

条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、さいたま市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 さいたま市新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 さいたま市新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 さいたま市新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議([次項](#)において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により、国の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 [この条例](#)に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

[この条例](#)は、法の施行の日又は[この条例](#)の公布の日のいずれか遅い日から施行する